

令和4年第3回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和4年9月14日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 8 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 9 号	健全化判断比率の報告について	3
報告第 1 0 号	資金不足比率の報告について	4
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号））	5
議案第 5 1 号	日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	14
議案第 5 2 号	大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）請負契約の締結について	15
議案第 5 3 号	医用情報管理システムの売買契約の締結について	16
議案第 5 4 号	小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について	17
議案第 5 5 号	損害賠償の額を定めることについて	18
議案第 5 6 号	損害賠償の額を定めることについて	19
議案第 5 7 号	四万十町税条例等の一部を改正する条例について	20
議案第 5 8 号	四万十町手数料条例の一部を改正する条例について	24
議案第 5 9 号	四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第 6 0 号	高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更について	26
議案第 6 1 号	令和 4 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 6 2 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 3 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 4 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 5 号	令和 4 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 6 号	令和 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 7 号	令和 4 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 8 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 9 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 0 号	令和 4 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 1 号	令和 4 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
認定第 1 号	令和 3 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	27

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月14日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第9号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月25日

四万十町長 中尾 博憲

- | | |
|---------|--|
| 1 相手方 | 四万十町打井川 
 |
| 2 事故の概要 | 令和4年7月4日午後4時頃、町道打井川線で道路が陥没し、走行中の自動車が損傷したもの。 |
| 3 損害賠償額 | 164,000円 |

報告第9号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月14日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.45)	— (18.45)	6.1 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。
- 2 括弧内は、四万十町における早期健全化基準を表示している。

報告第10号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月14日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和3年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 9 月 14 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月5日
四万十町長 中尾 博憲

令和4年度四万十町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度四万十町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,161,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税		6,803,856	2,724	6,806,580
	1 地方交付税	6,803,856	2,724	6,806,580
1 3 分担金及び負担金		92,121	280	92,401
	1 分担金	8,250	280	8,530
1 5 国庫支出金		1,919,129	55,796	1,974,925
	2 国庫補助金	1,249,316	55,796	1,305,112
2 2 町債		1,806,300	11,200	1,817,500
	1 町債	1,806,300	11,200	1,817,500
歳入合 計		19,091,000	70,000	19,161,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,527,739	55,796	3,583,535
	1 社会福祉費	2,506,340	41,916	2,548,256
	2 児童福祉費	1,021,389	13,880	1,035,269
4 衛生費		1,363,114	204	1,363,318
	2 清掃費	493,765	204	493,969
1 1 災害復旧費		240,100	14,000	254,100
	1 農林施設災害復旧費	72,100	8,000	80,100
	2 公共土木施設災害復旧費	168,000	6,000	174,000
歳出合 計		19,091,000	70,000	19,161,000

第 2 表

地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法
災 害 復 旧 事 業 債	千円				千円	
	69,700	普通貸借 (証書借入)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし町財政の都合によ り据置期間及び償還期間 を短縮し若しくは繰上償 還又は、低利に借換えす ることができる。	80,900	補 正 前 じ に
計	1,806,300				1,817,500	

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税	6, 803, 856	2, 724	6, 806, 580
1 3 分担金及び負担金	92, 121	280	92, 401
1 5 国庫支出金	1, 919, 129	55, 796	1, 974, 925
2 2 町債	1, 806, 300	11, 200	1, 817, 500
歳 入 合 計	19, 091, 000	70, 000	19, 161, 000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		その他	一般財源
				国庫支出金	地方債		
3 民生費	3, 527, 739	55, 796	3, 583, 535	55, 796			
4 衛生費	1, 363, 114	204	1, 363, 318				204
1 1 災害復旧費	240, 100	14, 000	254, 100		11, 200	280	2, 520
歳 出 合 計	19, 091, 000	70, 000	19, 161, 000	55, 796	11, 200	280	2, 724

歳入

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
	項	目				区 分	金 額	
11 地方交付税			6, 803, 856	2, 724	6, 806, 580			
	1 地方交付税		6, 803, 856	2, 724	6, 806, 580			
	1 地方交付税		6, 803, 856	2, 724	6, 806, 580	1 地方交付税	2, 724	普通交付税 2, 724
13 分担金及び負担金			92, 121	280	92, 401			
	1 分担金		8, 250	280	8, 530			
	2 災害復旧事業費分担金		1, 000	280	1, 280	1 農林水産施設災害復旧費分担金	280	農林水産施設災害復旧費分担金 280
15 国庫支出金			1, 919, 129	55, 796	1, 974, 925			
	2 国庫補助金		1, 249, 316	55, 796	1, 305, 112			
	2 民生費国庫補助金		13, 829	55, 796	69, 625	1 社会福祉費補助金 2 児童福祉費補助金	41, 916 13, 880	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 41, 916 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金 11, 000 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事務費交付金 2, 880
22 町債			1, 806, 300	11, 200	1, 817, 500			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節 金 額		説 明
						区 分	金 額	
		1 町債	1, 806, 300	11, 200	1, 817, 500			
		9 災害復旧債	69, 700	11, 200	80, 900	1 農林水産施設災害復旧事業債	5, 200	農業土木現年災害復旧事業債 (単独分)
						2 公共土木施設災害復旧事業債	6, 000	公共土木現年災害復旧事業債 (単独分)
		計	19, 091, 000	70, 000	19, 161, 000			

歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				内 訳	節		説 明
款 項	目				国県支出金	特 定 地 方 債	の 財 源	そ の 他		区 分	金 額	
3 民生費		3, 527, 739	55, 796	3, 583, 535	55, 796			0				
1 社会福祉費		2, 506, 340	41, 916	2, 548, 256	41, 916			0				
1 社会福祉総務費		495, 395	41, 916	537, 311	41, 916			0	3 職員手当等	184	時間外手当	184
									10 需 用 費	71	消耗品費	71
									11 役 務 費	178	通信運搬費 口座引落等手数料	134 44
									12 委 託 料	1, 483	住民税非課税世帯等臨時特別給 付金システム整備委託料	1, 483
									18 負担金補助 及び交付金	40, 000	住民税非課税世帯等臨時特別給 付金	40, 000
2 児童福祉費		1, 021, 389	13, 880	1, 035, 269	13, 880			0				
1 児童福祉総務費		67, 350	13, 880	81, 230	13, 880			0	3 職員手当等	1, 000	時間外手当	1, 000
									10 需 用 費	472	消耗品費 印刷製本費	400 72
									11 役 務 費	220	通信運搬費 口座引落等手数料	200 20

(単位：千円)

科 款 項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明
					国県支出金	特定地方債	財源 その他	一般財源	区	金 額	
									12委託料	1,188	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム整備委託料 1,188
									18負担金補助及び交付金	11,000	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 11,000
4衛生費		1,363,114	204	1,363,318				204			
	2清掃費	493,765	204	493,969				204			
	3し尿処理費	228	204	432				204	12委託料	204	浸水家屋し尿処理運搬委託料 204
11災害復旧費		240,100	14,000	254,100		11,200	280	2,520			
	1農林施設災害復旧費	72,100	8,000	80,100		5,200	280	2,520			
	1農業土木現年災害復旧費	72,100	8,000	80,100		5,200	280	2,520	14工事請負費	8,000	災害復旧工事費 8,000
	2公共土木施設災害復旧費	168,000	6,000	174,000		6,000		0			
	1公共土木現年災害復旧費	105,000	6,000	111,000		6,000		0	14工事請負費	6,000	災害復旧工事費 6,000
	計	19,091,000	70,000	19,161,000	55,796	11,200	280	2,724			

議案第 5 1 号

日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和 3 年 1 2 月 1 5 日に議決を経た日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の一部を次のとおり変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	4 5, 1 1 5, 4 0 0 円	5 1, 4 8 0, 0 0 0 円

議案第 5 2 号

大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備）請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 四万十町国民健康保険大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事（電気設備） |
| 2 工 事 場 所 | 四万十町 大正 地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契 約 金 額 | 7 6 , 4 5 0 , 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(6 , 9 5 0 , 0 0 0 円) |
| 5 契約の相手方 | 四万十町下呉地 3 1 3
岡山電気株式会社
代表取締役 岡山 行春 |

議案第 53 号

医用情報管理システムの売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 14 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 医用情報管理システムの買入れ |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 7,920,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(720,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 南国市伊達野 501
中澤氏家薬業株式会社
代表取締役社長 中澤 光二郎 |

議案第 5 4 号

小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 小型動力ポンプ付積載車の買入れ |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 1 2, 6 1 7, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(1, 1 4 7, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市春野町仁ノ 1 5 4 9 番地
株式会社 中村防災サービス
代表取締役 中村 彰宏 |

議案第 55 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 14 日提出

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | |
|---|-------|--|--|
| 1 | 相手方 | 四万十町本町 | |
| | | | |
| 2 | 事案の概要 | 令和 3 年度に町が施工した旧商工会館窪川本所解体撤去工事に伴う振動により隣接住宅に損害が発生したもの。 | |
| 3 | 損害賠償額 | 524,390 円 | |

議案第 56 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 14 日提出

四万十町長 中尾 博憲

- 1 相手方 高知県四万十市右山 2033-14
国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所
- 2 事案の概要 令和 4 年 6 月 13 日午後 2 時頃、公用車交通事故により一般国道
56 号の道路附属物を損傷したもの。
- 3 損害賠償額 1, 422, 382 円

議案第 5 7 号

四万十町税条例等の一部を改正する条例について

四万十町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町税条例等の一部を改正する条例

(四万十町税条例の一部改正)

第 1 条 四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第382条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第33号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の 2 第 1 項第10号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

（四万十町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 四万十町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち四万十町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中四万十町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

（2） 第1条中四万十町税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項の改正規定及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の四万十町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の四万十町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

議案第 58 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

四万十町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 14 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「

犬の登録	1 件につき	3,000円
------	--------	--------

」を「

犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定による登録を除く。）	1 件につき	3,000円
--	--------	--------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 14 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年四万十町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 8 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 11 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 0 号

高知県広域食肉センター事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、高知県広域食肉センター事務組合理約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する規約

高知県広域食肉センター事務組合理約を次のように変更する。

本則に次の 1 章を加える。

第 5 章 組 合 の 解 散

（組合の解散）

第 12 条 組合を存続する必要がなくなつた場合は、関係市町村が議会の議決を経てする協議により組合を解散することができる。

（解散に伴う財産処分）

第 13 条 組合を解散する場合は、財産を処分するものとし、その配分方法等については、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもつて定める。

（解散に伴う事務の承継）

第 14 条 組合の解散に伴い事務を承継する市町村の決定については、前条の規定を準用する。

（決算の審査及び認定）

第 15 条 組合の解散後の決算の審査及び認定は、前条の規定に基づき事務を承継する市町村において行う。

附 則

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。

認定第 1 号

令和 3 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により令和 3 年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和 3 年度四万十町水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 14 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

令和 3 年度四万十町一般会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町大道へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町下水道事業特別会計歳入歳出決算

令和 3 年度四万十町水道事業会計決算